

## 鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）をパニックや発作等を引き起こす恐れのある障がい者及び医療的ケアが必要で四肢麻痺等のある重度の障がい者が利用する場合に、夜間に世話人（以下「夜間世話人」という。）や生活支援員を配置することにより、利用者の安全と安心を確保するとともに、グループホームの設置促進及び運営の安定化を図ることを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、夜間世話人を配置するグループホーム（日中サービス支援型グループホームを除く）を設置する社会福祉法人等とする。

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とする。

### (補助金の額)

第5条 本補助金は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う寄付金その他の収入額を控除した額及び同表第3欄に定める補助基準額を比較していずれか低い額以下とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書を添付し、本補助金の交付を受けようとする年度の6月20日までに行わなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、当該日を市長が別に定める日とする。

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに行わなければならない。

### (着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 夜間において配置する世話人1人当たりの支援人数の変更

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、実績報告書に収支決算書を添付して本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月18日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月5日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年度においては、第6条に定める交付申請の時期は、9月20日までと読み替える。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額																						
グループホーム夜間世話人配置事業	<p>夜間支援対象利用者1人あたりの夜間世話人（共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間に専従で夜間支援を行う者1名分）の1日あたりの人件費（各種手当、社会保険を含む。（1円未満端数切捨て））×鳥取市が援護した夜間支援対象利用者に対する延べ支援日数 ただし、追加的に配置する夜間世話人の人件費は対象外とする。</p>	<p>夜間支援対象利用者ごとに、表1又は表2に掲げる額に支援日数をかけた額の合計額</p> <p>※夜間世話人配置が6:1以上を対象とする。</p> <p>表1 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合 補助基準単価 [単位：円／（日・人）]</p> <table border="1" data-bbox="820 703 1449 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害支援区分</th> <th colspan="3">夜間世話人配置</th> </tr> <tr> <th>4：1 以上</th> <th>5：1</th> <th>6：1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分5及び6</td> <td>570</td> <td>460</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合 補助基準単価 [単位：円／（日・人）]</p> <table border="1" data-bbox="820 1084 1449 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害支援区分</th> <th colspan="3">夜間世話人配置</th> </tr> <tr> <th>4：1 以上</th> <th>5：1</th> <th>6：1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1から6 まで</td> <td>680</td> <td>540</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	障害支援区分	夜間世話人配置			4：1 以上	5：1	6：1	区分5及び6	570	460	380	障害支援区分	夜間世話人配置			4：1 以上	5：1	6：1	区分1から6 まで	680	540	450
障害支援区分	夜間世話人配置																							
	4：1 以上	5：1	6：1																					
区分5及び6	570	460	380																					
障害支援区分	夜間世話人配置																							
	4：1 以上	5：1	6：1																					
区分1から6 まで	680	540	450																					
重度心身障がい児者等グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>夜間において利用者のたんの吸引等の医療行為及び体位変換等の身体介護、その他の支援を行うために配置される生活支援員の人件費。ただし、1共同生活住居につき2人までとする。</p>	<p>9,435円／日・人</p>																						

注 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日まで  
のものを対象とする。